

《研究ノート》

自動車ナンバー自動読取システム (Nシステム) 事件

小林直樹

目次

- 1 はじめに
- 2 自動車ナンバー自動読取システム（Nシステム）事件
- 3 研究
 - 3.1 問題の所在
 - 3.2 Nシステムと「肖像権」侵害
 - 3.3 「自己情報コントロール権」の性格とその制限の審査基準
 - 3.3.1 学説の状況
 - 3.3.2 近年の「自己情報コントロール権」に関する判例
 - 3.3.3 違憲審査基準について
 - 3.4 Nシステムによる「自己情報コントロール権」の侵害
- 4 おわりに

1 はじめに

近年、店舗、繁華街または幹線道路に限らず、住宅街に設置されるカメラの台数が増加傾向にある。カメラの設置目的は多様であるが、もっぱら犯罪を未然に防止し、事件発生時の効果的な捜査を目的としており、昨今の犯罪の増加への不安から、公的機関に限らず市民によって設置されるものもすくなくない¹⁾。更に、地域によっては民間と警察が協同で設置したカメラもあるが²⁾、な

1) 防犯カメラの実態を検証したものとして、たとえば、小倉利丸「はびこる監視カメラ奪われる市民の自由とプライバシー」技術と人間2002. 554頁。また、1999年の閣議決

かでも「危険人物」とされる人の顔データとして保存し、カメラを通じて照合する「顔認証システム」の開発が進められており、都内の地下鉄駅に実験的に設置される計画があると新聞紙上で報じられている³⁾。

このようなカメラの増加は、防犯または事件の解決に寄与し、また市民に“安全”と“安心”を提供し、繁華街など場所によっては一応の効果が認められるとされる⁴⁾。ただし、それとは裏腹に、市民は、承諾なく容ぼうを撮影・保存される機会が増大し、記録された情報の照合および関連付けによって行動が容易に把握され、監視される側へとおかれつつある。言い換えるならば、防犯カメラの設置増加現象は、むやみに容ぼうを撮影されないという、「肖像権」の侵害にとどまらず、個人の私生活上の行動記録である「自己情報」のコントロール権、プライバシー権の侵害の危険性を高めており、まったく問題がないとはいえない。

2005年4月より、個人情報保護法が施行され、行政機関はもとより個人情報を取扱う企業もプライバシー保護が法的に義務付けられるようになった。また、個人情報保護関連法の制定、施行に加えて、近年の早稲田大学江沢民国家主席講演会参加希望者名簿開示事件の最高裁判決⁵⁾をはじめとして、氏名等を

定により「歩いて暮らせる街づくりモデルプロジェクト地区」の公募が行われた。全国10地区が警察庁生活安全局に指定され、各地区内に街灯にカメラと緊急通報装置を備付けた「街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）」が設置されたという（朝日新聞2002年4月4日付（新潟））。全国の「スーパー防犯灯」の実態をまとめたものとして、浜島望『防犯カメラ』という名の監視システム（1）～（最終回）技術と人間（2003.11～2004.12）を参照。

2) 国または自治体が設置するカメラのほか、個人や商店街、コンビニエンスストアなどが設置するケースが増えている。とりわけ憲法上の問題となるのは、民間で設置された防犯カメラが警察署直轄のカメラとして稼動させる場合である。たとえば、前田利夫「コンビニカメラを訴える——生活の場に光る警察の目」法学セミナーNo.580 59頁（2003.4）を参照。

3) 朝日新聞2005年10月16日付、日本経済新聞2005年10月19日夕刊。

4) 前田雅英「犯罪統計から見た新宿の防犯カメラの有効性」 ジュリストNo.1251 154頁（2003.9.1）

5) 最二小判平15・9・12 [判時1837号3頁、判タ1134号98頁]。

記載された署名収集委任届出書が情報公開条例に基づき公開されたことにつきプライバシーの権利が侵害されたとして国家賠償を認容した事案⁶⁾、「住基ネット」に関連したプライバシー権侵害訴訟⁷⁾、防衛庁職員が情報公開請求者のリストを作成し、それを配布した行為が不法行為を構成するとされた事案⁸⁾など、プライバシー・個人情報に関する訴訟の増加に伴い、プライバシー権、「自己情報コントロール権」の保障の重要性が認識されている。

かかる現状において、高速自動車道や主要幹線道路に設置されている「自動車ナンバー自動読取システム（以下、「Nシステム」）」が問題視されている。Nシステムとは、1986年に被疑者の逃走車両を検挙することを目的に開発された装置である。その大まかな全体像は、道路をまたぐアーチ上にセンサー（端末）が備付けられ、センサーがその下を走行する車両のナンバーを無差別に読み取り、読み取られたナンバーは、あらかじめ全ナンバーが記録された都道府県警に設置される「照合装置」という機械において容疑車両等との照合作業を

-
- 6) 松山地判平15・10・2〔判時1858号134頁、判タ1150号196頁、判自253号15頁〕とその控訴審である高松高判平16・4・16〔判タ1150号125頁〕。
 - 7) 「住基ネット」訴訟のうち、「住基ネット」を合憲とした判例として、大阪地判平16・1・27〔判時1857号92頁、判タ1164号123頁〕、名古屋地判平成17・5・31〔判例集未登載〕および福岡地判平17・10・14〔判例集未登載〕。「住基ネット」を違憲とした判例として、金沢地判平17・5・30〔判例集未登載〕。
 - 8) 東京地判平16・2・13〔判時1895号73頁、判タ1173号204頁〕。
 - 9) 断片的ではあるが報道によりNシステムの情報を得ることが出来る。たとえば、日本経済新聞1986年1月27日付に「警視庁、61年夏からナンバー読みとり新兵器——手配車・盗難車逃さぬ」という記事に掲載されていた。記事によると、グリコ森永脅迫事件や過激派のゲリラ事件のように盗難車を利用した広域犯罪に対処するためのシステムと説明がある。実際に稼動中のNシステムが事件解決などに用いられたことが新聞に掲載されたのは、たとえば、1989年の「連続幼女誘拐殺人事件」（朝日新聞1989年8月12日付）、1994年のいわゆる「富士フィルム専務殺害事件」（讀賣新聞1994年10月18日付）、更にはオウム真理教事件など。

このほかに、本来の設置目的とは異なる使用事例として、新潟日報1999年9月7日付によると、中部地方の男性警部が女性警察官との交際により辞職する問題が生じ、その際に県警が警部の行動をNシステムで監視していたことが、同紙において明らかになっている。また、讀賣新聞2004年10月28日付（東京）によると、2004年10月24日の

行われる⁹⁾。オウム事件を契機に、Nシステムは飛躍的に増大し、現在の設置は800箇所以上にのぼると推測される¹⁰⁾。

Nシステムは、速度違反車両を取り締る「自動車速度監視装置RVS」や「オービスⅢ」とは異なり、写真などの映像を記録保存する装置ではないようだが、速度超過など犯罪とは関係のない車両までも情報収集の対象とし、搭乗者の承諾なく、一方的かつ無差別に情報を収集する。しかしながら、Nシステム全体の仕組みや設置場所に関する情報は、犯罪の予防、鎮圧および捜査を理由として秘匿されており、収集される側の市民に対して、Nシステムに関する情報は十分に公開されていないのが実情である¹¹⁾。

「高度情報化社会」におけるプライバシー保護の重要性は、社会的に認識さ

中越地震において行方不明となった母子3人の乗った乗用車の捜索に用いられた事例がある。使い方によっては人命救助に役立つ面をNシステムは併せ持つといえ、その有益性が認められる。以上の二つの事例では、Nシステムが本来の使用目的とは異なる例外的な使われ方をされており、様々な用途に利用可能であることを示唆するものとして興味深い。

10) たとえば、警察庁ホームページ内の「政策評価」における「平成16年警察改革の推進に関する総合評価経過報告書」をみると、Nシステムの整備状況は、平成15年には580式となっている（参考 http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/keikaku/sougouhyouka.pdf）。このほか、県警の予算によって設置されたNシステムを含めると、現在では、全国に800箇所にのぼると推測されており、システム一式の金額はかつては1億円ほどであったが、現在では平均で8000万円上といわれている（浜島望「Nシステム一過渡期の怪物を撃て」技術と人間2002.7, 95頁）。なお、先の総合評価経過報告書における「政策効果等の分析」の項では、Nシステムの問題点として、全国的に整備が十分であるとはいえないことから、早急に増強整備する必要性があることを訴えている。

11) 警察白書を見る限りでは、Nシステムについて僅か数行で説明されるに過ぎない。もっとも、「警察白書昭和60年度版」18-19頁では図解入りの説明があり、他年度に比べると若干詳しい。また、同平成11年版では、「自動車利用犯罪や自動車盗の検査のために自動車検問を実施する場合、実際に検問が開始されるまでに時間を要すること、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあることなどの問題がある。」（警察白書平成11年版136頁）として設置の有効性を記載していたが、同平成12年度版には、「多くの自動車盗事件を解決しているほか、殺人、強盗等の凶悪犯罪等の重要犯罪の解決に多大な効果を挙げている」（警察白書平成12年版42頁）と説明を加え、犯罪捜査に利用していることをはじめて公式に認めたが、更なる説明は今のところみられない。

れている。にもかかわらず、市民は、Nシステムにより収集された情報が如何に取扱われているか窺い知る機会をほとんどもたない¹²⁾。かかる現状に鑑みると、Nシステムは、今日、憲法上重大な問題を孕むといえる。

以下では、実際に、Nシステムの合憲性が争われた二つの事案について検討してゆきたい。

2 自動車ナンバー自動読取システム（Nシステム）事件

I 事案

概要

現在自動車を保有して自らの運行の用に供しているか、過去に自動車を保有して自らの運行の用に供していた原告らが、道路上を自動車で走行した際、被

-
- 12) たとえば、自動車ナンバー自動読取装置設置場所一覧表の開示請求一部不開示決定につき情報公開審査会答申〔平15-509〕は、設置場所については「情報が公になることにより、①犯罪者等が設置場所を回避して犯行に及び、あるいは、逃走するなど、犯罪者を利することになり、犯罪捜査に重大な支障が生じることとなると認められること、また、②犯罪等を企図する者等により、同システムに対する破壊行為その他正常な作動を妨害する行為が行われるおそれがあると認められること、さらに、③同システム端末装置の設置場所や具体的な形状に関する情報について諮問庁によって公表された事実はないこと等の事情が認められる」として情報公開法4条5号所定の「公共の安全等に関する情報」に該当するとして不開示を認めた。また、設置県名および設置道路においても同旨の結論。

この他、請求人が自己の所有する軽自動車に関して、警視庁が管理するNシステムが把握し、保有していることがわかる公文書ないし記録類を、情報公開条例に基づき開示請求したことにつき、不開示決定が下された事案について、東京都情報公開審査会第238号答申（平15・12・16）は、請求対象が特定個人の所有する車両を指定したものであるため、条例7条2項所定の個人識別情報に該当し、また条例7条4号所定の公共等安全情報に該当すると認められ、更に「本件開示請求に対し、実施機関が本件請求文書の存否について応答することは、条例7条2号及び4号に規定する非開示情報を開示することになる」として条例10条所定の存否応答拒否情報に該当することをもって、不開示決定を支持した。

告が日本全国の道路上に設置、管理している自動車ナンバー自動読み取りシステム（以下「Nシステム」）の端末によって、車両の運転席および搭乗者の容ぼうを含む前面を撮影された上、車両ナンバープレートを判読されて、これらに関する情報を保存、管理されたことにより、肖像権、自由に移動する権利および情報コントロール権を侵害されたと主張し、原告らは被告である国に対し、民法709条の不法行為に基づく100万円の損害賠償を請求した事案である¹³⁾。

東京地裁判決

平成10年（ワ）第5272号 平成13年2月6日判決（判例時報1748号144頁）

棄却

【判旨】

・ Nシステムの導入と目的

「Nシステムは、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムであり、①自動車使用犯罪発生時において、現場から逃走する被疑者車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること並びに②重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ること等を目的」とする。

・ Nシステムの仕組み、構成及び機能

「Nシステムは、道路上に設置され、走行車両のナンバープレートに記載されているすべての文字を読み取り、認識する「自動車ナンバー自動読み取り装置」、読み取った車両ナンバーとあらかじめ登録されている手配車両ナンバーとを照合する「自動車ナンバー照合装置」及び照合の結果、両ナンバーが一致した場合等に検問警察官等に知らせる「警報表示装置」の各装置によって構成されている」

・ Nシステムによって得られた情報の管理

「Nシステムによって読み取られた走行車両のナンバーデータは、犯罪の発生

13) Nシステム訴訟に関する論説として、たとえば、櫻井光政「Nシステム訴訟の現状」田島泰彦他編『住基ネットと監視社会』所収216頁（日本評論社2003）、浜島望・村木一郎「Nシステム」小倉利丸編『監視社会とプライバシー』所収68頁（インパクト出版会2001）など。

から警察による事件の認知又は容疑車両等の割出しまでに時間がかかる場合があるため、一定期間保存できるようになっているが、その後は消去される仕組みになっている。」

「Nシステムは、その研究開発の進展に伴って順次新しいタイプの端末が導入され、たとえば、撮影の際に、走行車両前面のナンバープレート部分のみではなく、車両搭乗者を含む範囲にまでストロボの赤外線照射が及ぶなど、…構成及び機能に一定の変更が加わってきてていることが窺われる。しかし、走行する車両のナンバープレート部分を的確にテレビカメラで捕捉、撮影するという目的を考えると、撮影の際の赤外線の照射が運転席及び助手席を含むある程度の広範囲にわたっているからといって、直ちに走行車両の搭乗者の容ぼう等の画像が記録、保存されている事実を推認することまではできない。そして、他に、新しいタイプの端末も含め、Nシステム端末によって走行車両の搭乗者の容ぼう等が写っている可能性がある画像そのものが、撮影後も記録、保存されていると認めるに足りる証拠はない。」「速度取締りシステムの中には、『画像蓄積部』を含む『画像記録装置』を有し、個別車両の画像を撮影して蓄積する仕組みのものが発明されていることが認められるが〔、〕…Nシステムは、速度取締りシステムとは全く異なる目的を有するシステムで〔あり〕、Nシステム端末の中にも速度取締りシステム同様に『画像蓄積部』を含む『画像記録装置』を有し、個別車両の画像を撮影して蓄積する仕組みのものが存在することを認めるに足りる証拠はない。」

・「肖像権」の侵害

「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有するものというべきであり、公権力が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し許されない〔。〕…したがって、Nシステム端末のテレビカメラによって、走行車両の搭乗者の容ぼう等を撮影し、その撮影された画像が記録、保存されているとすれば、これは、憲法一三条の趣旨に反することになる余地があることはいうまでもない。」「Nシステム端末のテレビカメラによって一時的に走行車両の搭乗者の容ぼう等が撮影されるとしても、撮影された画像は瞬時にコンピュータ処理によって走行車両のナ

ンバープレートの文字データとして抽出され、容ぼう等が写っている画像そのものが記録、保存されることはない。…Nシステムの仕組みを前提とすれば、走行車両の搭乗者の容ぼう等が写っている画像そのものを人間が視覚的に認識することは一切できないから、Nシステム端末によって、承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由が侵害されるものとは認められない。」

・自由に移動する権利の侵害

「[原告主張の如く]公権力による国民の行動に対する監視があるとすれば、その監視の目的、方法の如何等によっては、国民の私生活上の自由に対する不当な侵害として、憲法一三条の趣旨との関係で問題となり得るところであるが、この点は原告らが情報コントロール権の侵害として主張するところとほぼ重複する問題である。…後掲の〔情報コントロール権の侵害〕と併せて検討することにする。」

・情報コントロール権の侵害

「憲法一三条は、国民の私生活上の自由が警察権等の公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、この個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集、管理されることのない自由を有するものと解される。」

「公権力による国民の私生活に関する情報の収集、管理が同条の趣旨に反するか否かは、(1)公権力によって取得、保有、利用される情報が個人の思想、信条、品行等に関わるかなどの情報の性質、(2)公権力がその情報を取得、保有、利用する目的が正当なものであるか、(3)公権力によるその情報の取得、保有、利用の方法が正当なものであるかなどを総合して判断すべきこととなる。」

(1)「Nシステムによって取得、保有、利用される情報は、直接には特定のナンバーの車両がNシステム端末の設置された公道上の特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報にとどまるものである。…そもそも自動車の所有者は、道路運送車両法によって、車両ナンバープレート（自動車登録番号標）を取り付けることが義務付けられており（同法一一条）、公道を自動車が走行する際には、常にナンバープレートが外部から容易に認識し得る状態となっているのであるから、走行車両のナンバー及びそのナンバーの車両が公道上の特定の地

点を一定方向に向けて通過したとの情報は、警察等の公権力に対して秘匿されるべき情報とはいえない。したがって、これは原告ら主張のように自動車運行者が公権力によって把握されないようにコントロールできる情報であるとは解されず、また、警察がこの情報を取得、保有、利用しても直ちに個人の私生活上の自由を侵害するものとは解されない。しかし、他方、このような車両を用いた移動に関する情報が大量かつ緊密に集積されると、車両の運転者である個人の行動等を一定程度推認する手がかりとなり得ることは否定できない。また、仮に、Nシステムの端末が道路上の至る所に張りめぐらされ、そこから得られる大量の情報が集積、保存されるような事態が生じれば、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報となり、原告らの主張するような国民の行動に対する監視の問題すら生じ得るという点で、Nシステムによって得られる情報が、目的や方法の如何を一切問わず収集の許される情報とはいえないことも明らかである。」

(2)「Nシステムによって走行車両のナンバーデータを記録、保存する目的は、

自動車使用犯罪発生時において、現場から逃走する被疑者車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること並びに重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることにある。したがって、Nシステムによる情報の取得、保有、利用の目的は、それ自体、正当なものであるといえる。」

(3)「Nシステムは、走行車両のナンバーデータを記録、保存するだけであって、車両の移動そのものに対して直接に制約を加えるものではない。また、記録されたナンバーデータは、犯罪の発生から警察による事件の認知又は容疑車両等の割出しまでに時間が掛かる場合があるため、一定期間保存できるようになっているが、その後は消去されることになっており、これが長期間にわたって大量に集積される仕組みとはなっていない。」

「Nシステム端末は、平成一一年末の時点では全国の高速道及び一般道上の五〇〇か所以上に分散して設置されていることが認められるが、…自動車使用犯罪の犯人の検挙等の正当な目的を逸脱して、国民の私生活上の行動に対する監視が問題となる態様で緊密に張りめぐらされているような事実を認めるに足りる

証拠はない。」

「Nシステムによって取得された情報の利用の方法についても、このような情報が前記の自動車使用犯罪の犯人の検挙等の目的を逸脱して、国民の私生活上の行動を把握するためなどに利用されていることを認めるに足りる証拠はない。」

「Nシステムによって記録、保存された走行車両のナンバーデータが、右の目的以外に警察職員の素行調査の目的で使用された事例があるのではないかとの報道がなされた事実は認められるが、仮に一部にこのような本来の目的を逸脱した使用の事例が存在したとしても、これから直ちにNシステムによる情報の取得、管理の目的・方法が一般的に不当なものとなるものとは解されない。」

「なお、Nシステムによって得られた情報は非公開とされているが、これは、右(2)に見た目的にかんがみればやむを得ないものとして許容されるべきである。」

(4) 「以上のようなNシステムによって取得、保有、利用される情報の性質やその取得、保有、利用の目的や方法に照らすと、被告がNシステムによって、走行車両のナンバーデータを記録、保存していることが、憲法一三条の趣旨に反して、原告らの権利もしくは私生活上の自由を違法に侵害するものとは認められない。」

東京高裁判決

平成13年(ネ)第1113号 平成13年9月19日判決（判例集未登載）

控訴棄却

【判旨】

「控訴入らの主張…のうち、画像記憶装置を備えた速度取締装置の特許請求がなされている事実については、それらが、直ちに、Nシステムにより運転者等の画像が記録、保存されていることを示すものとはいえず、…原判決において説示するとおりである。」

「Nシステムの目的及び方法についても、当審における控訴入らの主張——Nシステムは、諜報、公安、場合によっては警察の内部監視を目的し、Nシステムの記録は、一定期間保存された後消去されることになっているが、具体的に

どの程度の期間か不明、データ廃棄方法も不明であり、現実に廃棄されていることを示す証拠の提出もない。それゆえ、消去されるとは認められない——のように解すべき根拠はなく、かえって、前記引用に係る原判決掲記の証拠によると、それらについて原判決認定のとおり認めることができる。」

「Nシステムの設置箇所について控訴人らの主張——本訴提起時には全国で400箇所強の設置であったものが、控訴提起時には680箇所を数えるに至る——を前提としても、その程度からみて、控訴人ら主張の情報コントロール権に関する前記引用の原判決の判断を左右するものではない。」

「刑事事件の被疑者の乗用車が京都市内の交差点に設置された『交通監視カメラ』に撮影、記録されていた旨の記事が平成13年6月18日付の新聞に掲載されたことが認められるが、その『交通監視カメラ』がNシステムに該当するものであるか否かは必ずしも明らかではなく、また、その記事内容も、被疑者自身の姿、容ぼう等が撮影、記録されていたとするものでもないから、それが、Nシステムにおける運転者等の画像の記録、保存の事実を裏付けるものとはいえない。

II 事案

概要

被告人は、Nシステムは国民のプライバシーを侵害するものであると主張し、その抗議行動として東京都内および千葉県内において、自動車登録番号表に赤外線を吸収するを取り付けて普通乗用自動車を運転したところ、道路交通法71条6号の委任を受けた東京都道路規則および千葉県道路交通法施行規則に違反するとして検挙され、原審において罰金刑に処せられた。被告人はこれを不服として控訴した。

東京高裁判決

平成16年(う)第2752号 平成17年1月19日判決 (判例時報1898号157頁 判例タイムズ1183号345頁)

控訴棄却・上告

※原審判決：東京簡易裁平15(ろ)第732号、平15(ろ)第1080号 平成16年9月

17日判決（判例集未登載）

【判旨】

「公道を自動車が走行する際には、常にナンバープレートが外部から容易に認識し得る状態となっているのであるから、Nシステムによって取得された情報は、警察を含む公権力に対して秘匿されるべき情報であるとはいはず、警察を含む公権力がこの情報を取得しても憲法13条が保障する個人の私生活上の自由を直ちに侵害するものとはいえないと解される。」

「[被告人の] 所論は、Nシステム撮影端末の設置状況、偏在性からみて同システムの設置目的が自動車窃盗犯人あるいは自動車を利用した犯罪者の検挙であるとする主張はNシステムの実状とかい離しており、さらに車両のナンバープレートは道路運送車両法によって掲示が義務付けられはいるが、Nシステムの特性、すなわちある車両の移動状況が時間、場所とともに逐一記録され、時系列的に事後的に検索、再現が可能であることからすると、結局のところ、一般の運転者について、本来自由に利用が許可されているはずの公道上の移動について『包括的届出制』を課すに等しいと主張する。」

「[しかし、Nシステムの設置目的や] 取得される情報は、・・・特定のナンバープレートの車両がNシステム端末の設置された公道上の特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報に止まること、さらに犯罪の発生から警察による事件の認知又は容疑車両等の割出しまでに時間がかかる場合があるため、一定期間保存できるようになっているが、その後は消去される仕組みになっていることなど、証拠上認めることのできるNシステムの目的や同システムによって取得される情報の性質、利用方法に照らすと、・・・走行車両のナンバーデータの記録、保存によって、国民の私生活上の自由が違法に侵害されているとはいえない。」

3 研究

3.1 問題の所在

I 事案は、Nシステムに関する初の裁判例であり、また取得される情報の性質、および取得・利用目的および取得・利用方法の正当性を理由として、Nシステムが憲法13条に違反しないと判断した初の裁判例である。II 事案は、I 事案の裁判例を踏襲したうえで、Nシステムの合憲性を論じている。

I 事案東京地判において示されているように、Nシステムの目的は、①自動車使用犯罪発生時において、現場から逃走する被疑者車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること。②重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることとされている¹⁴⁾。

Nシステムの仕組と構成及び機能は、①走行車両のナンバープレートに記載されているすべての文字を読み取り、認識する「自動車ナンバー自動読み取り装置」、②読み取った車両ナンバーとあらかじめ登録されている手配車両ナンバーとを照合する「自動車ナンバー照合装置」および③照合の結果、両ナンバーが一致した場合等に検問警察官等に知らせる「警報表示装置」からなる。かかる装置により取得された情報の管理について、読み取られた走行車両のナンバーデータは、犯罪の発生から警察による事件の認知又は容疑車両等の割出しまでに時間がかかる場合があるため、一定期間保存できるようになっているが、その後は消去される仕組みとなっている。

このような仕組みをもつNシステムは、速度取締りシステムとは全く異なる目的を有し、速度取締りシステムと同様に「画像蓄積部」を含む「画像記録装置」を備え、個別車両の画像を撮影して蓄積する仕組みが存在することを認めに足りる証拠がないとされる。しかしながら、比較的最近設置された同システム端末の赤外線フラッシュが、車両搭乗者を照射する性能を有するとも指摘

14) Nシステムの研究開発の経緯、システムの概要については、水町和寛「自動車ナンバー自動読み取りシステムの開発研究の概要」警察学論集40(2)115頁を参照。

されている¹⁵⁾。したがって、第一に問題となるのは、従前はナンバーデータを取得するため車両ナンバープレートの周辺のみを照射していたNシステムが、今度は搭乗者まで照射および撮影を行い、憲法上保障される「肖像権」を侵害しているか否かである。

第二に問題となるのは、Nシステムは憲法13条によって保障されるプライバシー権、すなわち「自己情報コントロール権」を侵害するか否かという点である。この侵害の有無に関してⅠ事案の東京地裁は、(1)公権力によって取得、保有、利用される情報が個人の思想、信条、品行等に関わるかなどの情報の性質、(2)公権力がその情報を取得、保有、利用する目的が正当なものであるか、(3)公権力によるその情報の取得、保有、利用の方法が正当なものであるかを検討している。主に、以上の二つの問題点がNシステムの合憲・違憲の争点となる。

過去の類似事案として、「オービスⅢ（速度違反自動取締装置）」による速度違反の取締りが憲法13条、14条、21条、35条に違反するものではないと判示した、東京簡裁昭55・1・14〔判時955.30、判タ406.67〕、自動車速度監視装置RVSにより、速度違反車両の運転手および同乗者の容ぼうを撮影することが憲法13条に違反しないと判示した最二小判61・2・14〔判時1186.194、判タ591.31〕、犯罪の発生が予想される現場に設置されたテレビカメラによる犯罪状況の撮影録画が適法とされた、東京高判昭63・4・1〔判時1278.152、判タ681.228〕、警察署が街頭防犯用の目的で大阪市西成区の通称「あいりん地区」に設置した監視用テレビカメラが、プライバシーの利益を侵害するとして撤去の請求が一部認容された、大阪地判平6・4・27〔判時1515.116、判タ861.160〕がある。ただ、ⅠおよびⅡ事案が、過去の類似事案に比べて特異な点は、警察が情報の収集主体となり、日々進歩するコンピュータおよび情報ネットワーク技術によって無差別に通行車両の自動車ナンバー情報を収集し、大量の情報を瞬時に収集、保管および利用することを可能としたNシステムを、當時運用してい

15) 浜島望「肖像権をめぐる”なんかへン”」週刊金曜日259号10頁(1999.3.19)によると、第1世代、第2世代と世代が進むにつれて、赤外線ストロボの照射範囲が広がり、車内まで及ぶという。

る点であるといえる。

したがって、本稿では、Ⅰ事案およびⅡ事案において争点となった、プライバシーの権利および「自己情報コントロール権」の観点から、Nシステム事件を検討する。なお、Ⅱ事件については、道路交通法71条6号の委任範囲について争われており、この点も憲法上の重要な争点であるが、本稿では割愛させて頂くことをご了承願いたい。

3.2 Nシステムと「肖像権」侵害

公権力による写真撮影と「肖像権」の関係を論じた先例として、京都府学連デモ事件最高裁判決（最大判昭44・12・24）が挙げられる。周知の如く、同判決は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態…を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないと判示しており、同判決では、「肖像権」が実質的に憲法13条によって保障されると解される。もっとも、犯罪捜査の必要上、写真を撮影する際に、「その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうることも明言されており、同判決は、刑事訴訟法218条2項のような場合のほか、裁判官の令状がなくとも、①現に犯罪が行われもししくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも②証拠保全の必要性および緊急性があり、かつ③その撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行われるとき、憲法13条および35条に違反しないと判示した。したがって、この三要件をみたすことをもって、令状なく犯罪捜査を目的とした顔写真撮影は合憲であると解されている¹⁶⁾。

16) 但し、京都府学連デモ事件最高裁大法廷判決の射程については、この三要件をもって犯罪捜査に係る写真撮影の適法性の判断基準を示したと解する「限定説」と、デモ行進の撮影の如く具体的な事案における撮影の適法性の判断基準に過ぎないとする「非限定説」との対立があるとされる。たとえば、渥美東洋「判例評釈テレビカメラによる不穏な状況と犯罪状況の警察による撮影・録画を適法とした事例」判例タイムズNo.684

たとえば、高速道路に設置された自動車速度監視装置RVSによる速度違反車両の運転手および同乗者の容ぼうを撮影することが憲法13条に違反しないと判断した最高裁判決（最二小判昭61・2・14）がある。同判決は、京都府学連デモ事件最高裁判決の三要件に沿って、「速度違反車両の自動撮影を行う本件自動速度監視装置による運転手の容ぼうの写真撮影は、現に犯行が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全する必要があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである」として、また同乗者の撮影についても同じくして憲法13条に違反しないと判断した。この判決以前において下級審レベルでは自動速度監視装置による写真撮影の合憲性は認められており¹⁷⁾、前記最二小判昭61・2・14は、実務上、かかる装置による写真撮影の合憲性を確認したといえる。

このような判例の流れにおいて、I事案では、Nシステムによる「肖像権」侵害の有無が争点となっていたが、その判断に先立ち、I事案の東京地裁は、Nシステムの仕組そのものに関する事実の問題を扱うのみであった。すなわち、「一時的に走行車両の搭乗者の容ぼう等が撮影されるとしても、撮影された画像は瞬時にコンピュータ処理によって走行車両のナンバープレートの文字データとして抽出され、容ぼう等が写っている画像そのものが記録、保存されることはない…画像そのものを人間が視覚的に認識することは一切できない」装置であると。したがって、このような事実の認定を踏まえるならば、Nシステムは、映像または画像をそのまま保存する装置がないのであって、「肖像権」の有無を判断する余地はないということになる。I事案東京地判・東京高判をみると、先にあげた京都府学連デモ事件最高裁判決や自動車速度監視装置RVS事件最高裁判決の射程にはいりそうだが、「肖像権」侵害の要件の当てはめ

36頁（1989.3.1）および宇藤崇「テレビカメラによる監視 東京高判昭63.4.1」刑事訴訟法判例百選〔第7版〕22頁を参照。

17) 「オービスⅢ」の合憲判決として、東京簡裁昭55・1・14〔判時955号30頁、判タ406号67頁〕、大阪地判昭58・3・16〔判タ504号186頁〕、大阪地判昭59・2・29〔判時1114号118頁〕、あるいは、「松下レーダー式」の合憲判決として、名古屋簡裁昭55・5・15〔判時974号137頁〕など。

めをまたずに、Nシステムの仕組に触れるのみで、原告の主張する「肖像権」の侵害は生じていないと判示している。また、Ⅱ事案東京高判も、「肖像権」侵害の点については、Ⅰ事案の裁判例を踏襲するにとどまっている。

このように認定された事実に沿って考えるならば、「肖像権」侵害は生じていないということになるであろう¹⁸⁾。

3.3 「自己情報コントロール権」の性格とその制限の審査基準

3.3.1 学説の状況

先にみたように、「肖像権」侵害にかかる争点では、Nシステムの事実問題に終始した結果、侵害はみとめられなかった。もっとも、Nシステムが自動車の所有者に承諾なく一方的に自動車ナンバーの情報を収集していることに疑いはないのであるから、引き続き問題となるのは、Nシステムが、搭乗者のプライバシー権侵害、すなわち「自己情報コントロール権」を侵害しているか否かとなる。

以下では、争点の考察の前提として「自己情報コントロール権」の定義内容と審査基準について若干の整理を試みたい。

今日、憲法13条に規定されている「幸福追求権」にプライバシー権が保障されていることについて、ほとんど異論はない。しかしながら、プライバシー権については諸説あり、必ずしも確定した概念ではないが、「ひとりでほうってもらう権利」や「私生活上の自由」という漠然とした消極的な定義から、「自己情報コントロール権」と積極的な定義で捉えるのが有力であるといえる。特に、コンピュータ技術またはネットワーク技術が急速に発展した高度情報化社会、すなわち、公権力のみならず大組織から個人までもが、大量の個人情報

18) もっとも、実際には、Nシステムは撮影後の画像を瞬時に文字データへと変換するとしても、搭乗者は、「一時的」ではあるが、犯罪とは無関係であるにもかかわらず承諾なく容ぼうを撮影されると、Ⅰ事案東京地判およびⅡ事案東京高判はみとめているのであって、そうであるならば「みだりにその容ぼう・姿態…を撮影されない自由」が侵害されたと見る余地はあると思われる。したがって、Nシステムは違憲の疑いを免れないといえるのではないだろうか。

を収集、保管、加工、流通させることが可能となったのを背景に、プライバシー権は、とりわけ行政機関が個人情報を集中的に管理する時代に即応するために、自由権的側面のみならず積極的な請求権的側面を重視した「自己情報コントロール権」説として有力に論じられてきている¹⁹⁾。しかしながら、このように観念される「自己情報コントロール権」についても、その概念が不確定であるとの指摘は免れず、また「情報」や「コントロール」の意味について論者によって異なり、必ずしも一様ではない。

たとえば、佐藤幸治教授は、「自己情報」について、個人の道徳的自律と存在にかかる情報を「プライバシー固有情報」と、道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別的情報を「プライバシー外延情報」に識別する。そして、前者については、「公権力がその人の意思に反して接触を強要し、…〔プライバシー固有情報〕を取得し、あるいは利用ないし対外的に開示することが原則的に禁止される」が、後者については、「正当な政府目的のために、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない」と論じている²⁰⁾。ま

19) たとえば、芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』377—378頁（有斐閣1994）、樋口陽一他『注解・日本国憲法Ⅰ』281—288頁〔佐藤幸治〕（青林書院1994）など。プライバシー権を積極的な請求的側面を重視する立場として、たとえば、松井茂記教授は、プライバシーの権利は、「自己情報コントロール権と定義することができる」と指摘し、プライバシーとして保護されるべきのは、個人に関わる情報のうち他人にしられたくないと思うもので、「思想、信条、宗教、表現活動、学問など政治参加のプロセスに不可欠な憲法上の基本的人権に関わる個人情報は、最もセンシティヴな個人情報として、特に強く保護されなければならない」とする。松井茂記『日本国憲法第2版』489頁（有斐閣2002）。また、浦部法穂教授は、プライバシー権については、社会とかかわりに応じて個人が自身の事柄である「『秘密領域』を保護しようとするもの」であって、「知られたくない」といった主觀的な「感情」の保護にとどまらないとする。浦部法穂『全訂憲法学教室』45頁（日本評論社2000）。なお、この意味で自己情報コントロール権を把握されるべきであろうとの指摘がある。高橋和之他『憲法Ⅰ 第3版』252頁（有斐閣2001）。この他、プライバシー権の定義に関する判例としては、「私生活をみだりに公開されないという法的保障なし権利」（「宴のあと」事件 東京地判昭39・9・28〔判時385号12頁〕）がある。

20) 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』454—455頁（青林書院1995）。

た、「コントロール」については、「①情報の収集取得、②保有および③利用・伝播、各段階について問題となる」と指摘し²¹⁾、各段階において「アクセスし、点検し、不当・不正確な情報の訂正ないし削除を要求し、利用関係を知りかつ統制できることができること」を指摘する²²⁾。

もっとも、佐藤教授は、「固有情報」と「外延情報」に二分するとしても、「外的情報も悪用されまたは集積されるとき、個人の道徳的自律の存在に影響を及ぼす」と指摘し²³⁾、また、棟居快行教授は、「外延情報であるにとどまるような情報であっても、当該情報がデータベース化され、他の情報と組み合わせて加工されるなどして固有情報が推知される具体的危険性が存する状況の下では、固有情報に準じた裁判上の保護をうけるべき」²⁴⁾と論じている。芦部信喜教授も、センシティブ性の観点から個人情報を「固有情報」と「外延情報」とに二分して保護の度合に強弱をつけることが容易でないのは、「個人情報は実際には相互に関連するものが多く、全ての情報にセンシティブ性が認められるからである」²⁵⁾と指摘する。したがって、一見して「外延情報」と思われる情報であるとしても、他の情報との組み合わせ、関連付け、あるいは照合によって「固有情報」に準ずる情報となることが考えられる。以上の指摘は、Ⅰ事案東京地判・東京高判およびⅡ事案の東京高判において示された、収集される自動車の移動情報の性質に関する見解を検討するに際して参考になると考えられる。

3.3.2 近年の「自己情報コントロール権」に関する判例

最高裁判例のうちで「自己情報コントロール権」を正面から論じた判例は見受けられないが、早稲田大学名簿開示事件最高裁判決は、「[大学が学生に提供を求めた] 学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、・・・個人識別等を行うた

21) 佐藤 前掲註20 454—455頁。

22) 清宮四郎他編『新版憲法演習1 総論・人権I〔改訂版〕』251—252頁〔佐藤幸治〕(有斐閣1987)。

23) 佐藤 前掲註20 454—455頁。

24) 棟居快行「監視カメラの憲法問題」神戸法学雑誌43.2 399頁。

25) 芦部 前掲註19 385—386頁。

めの単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない〔が〕、・・・このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、・・・

〔本件個人情報は〕プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべき」と判示しており、実質的に「自己情報コントロール権」をみとめたものと解しても差し支えないであろう²⁶⁾。

また、近年の「住基ネット」訴訟では「自己情報コントロール権」侵害が争点となり、たとえば大阪地判〔平16・1・27〕および名古屋地判〔平成17・5・31〕は、セキュリティの問題に焦点を合わせ、プライバシーの権利を「自己情報をコントロール権」と解することについて消極的である一方で、金沢地判〔平17・5・30〕は、先の早稲田大学名簿開示事件最高裁判決を踏襲し次のように判示している。「[個人情報の大量漏洩や個人データの不正な売買が相次ぐ]社会状況に鑑みれば、私生活の平穏や個人の人格的自律を守るためにには、もはや、プライバシーの権利を、私事の公開や私生活への侵入を拒絶する権利と捉えるだけではなく、自己に関する情報の他者への開示の可否及び利用、提供の可否を自分で決める権利、すなわち自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーの権利には、この自己情報コントロール権が重要な一内容として含まれると解すべきである」し、「コントロール権が認められる情報としては、思想、信条、宗教、健康等にかかわるいわゆるセンシティブな情報を挙げができるが、その外延は明らかで〔なくとも〕・・・今後の具体的な事例の積み重ねの中で自ずと明らかになっていくもので、外延が明らかでないからといって、自己情報コントロール権自体を認めるべきではないとは解せられない」として、「自己情報コントロール権」を積極的に憲法上保障されるものと位置づけている。単に「住基ネット」のセキュリティという事実の問題に終始することなく、憲法的次元でのアプローチを採用してお

26) たとえば右崎正博「憲法一三条と自己情報コントロール権」『現代立憲主義の認識と実践』所収280頁（日本評論社2005）。

り、注目に値する²⁷⁾。このように下級審レベルにおいてプライバシー権の見解は分かれているものの、徐々にではあるが憲法学説の「自己情報コントロール権」が受け入れられつつあると考えられる。

3.3.3 違憲審査基準について

次に、「自己情報コントロール権」が侵害された際の違憲審査基準について、芦部教授は次のよう論じている。すなわち、「我が国でも個人情報の保護の程度に相違があり、…やや異なる少なくとも二種の審査基準が妥当すると考えられ」と指摘した上で、「一般原則に欠けるセンシティヴ性のみを根拠に情報をあらかじめ二分せず、個人情報すべて保護の対象となるものと考え、その収集、保有、利用ないし開示についてプライバシー権の侵害が争われた場合、だれが考えてもプライバシー情報と思われるものが侵害されたときは『やむにやまれぬ利益』基準、その他一般にプライバシーに属すると思われる情報の侵害が争われたときは『厳格な合理性』基準、用いるのが妥当ではないか」とする²⁸⁾。芦部教授は、たとえば、前科照会事件最高裁判決（最大判昭56・4・14）において争点となつた「前科及び犯罪歴」については、誰が考えても高度にプライバシーだと思われると指摘したうえで、続けて、当該判決の伊藤正巳裁判官補足意見が、「[前科等の]公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのように、プライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうるにとどまる」と述べている点について、「やむにやまれぬ利益」基準にあたる厳格基準を適用したと指摘し、また、「厳格な合理性」の基準の考え方方に準じて判示した事例として、京都府学連デモ事件最高裁判決を挙げ、同判決は警察官による個人の容ぼう等の撮影が許可される要件を判旨がかなり厳し

27) 「住基ネット」訴訟の金沢地裁判決〔平17・5・30〕についての批評として、たとえば、右崎正博「住基ネットとプライバシーをめぐる新展開」法学セミナーNo610 63頁（2005.10）、および田島泰彦「住基ネット訴訟金沢地裁判決の意義」法律時報77巻9号1頁（2005.8）を参照。

28) 芦部 前掲註19 384—386頁。

く限定していると論じている²⁹⁾。

また、長谷部恭男教授は、「個人の私的情報の保護が個人の自律のために不可欠であることを考慮すると、保護の対象となることが合理的に期待しうる情報を政府が、本人の同意なく収集・利用・伝達する措置は、厳格な違憲審査に服することになり、措置が正当化されるのは、それが必要不可欠な利益を達成するための必要最小限度の手段であることを政府が立証した場合に限定されるべき」と論じている³⁰⁾。

判例において、公権力が個人の情報を収集する際に収集対象となる情報に応じて、憲法学説である「やむにやまれぬ利益」基準および「厳格な合理性」基準が適用され、違憲審査基準が明確に確立されているとは言い難いが、後者の「厳格な合理性」基準は、京都府学連デモ事件最高裁判決および自動車速度監視装置RVS事件最高裁判決において、情報を収集する高度な公益性をみとめたうえで、収集手段の正当性の判断で用いられていると考えられる。したがって、前記の最高裁における二つの事例において用られた「厳格な合理性」基準は、NシステムのⅠおよびⅡ事案を検討するうえで、参考となると思われる。

3.4 Nシステムによる「自己情報コントロール権」の侵害

Nシステムに関する裁判例は、Nシステムによって取得される情報の性質、情報収集の目的の正当性および取得・保管・利用方法の正当性について検討し、憲法13条に違反しないと結論付けている。この点について、以下では、前述の「自己情報コントロール権」の定義内容と違憲審査基準に沿ってⅠ事案およびⅡ事案を検討してゆきたい。

ところで、Nシステムの合憲性を考えるにあたり、まずもって留意すべき点は、膨大な記録データベースを保有する警察がNシステムによる情報収集の主体であるという点である。そして、無差別に、常時、ナンバープレートを収集・記録し、車両が特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報は、巨大な

29) 芦部 前掲註19 386—387頁。

30) 長谷部恭男『憲法第3版』161頁（新世社2004）。

データベースに蓄積された他の移動記録と照合・関連付けをすることで、個人の私生活上の行動範囲や行動パターンを把握・推知することが可能となり、ひいては蓄積された情報をもとに警察が特定個人の人格の内面、すなわち「個人の思想、信条、品行等」にまで迫り、それらを推知することも可能であると考えられる点である。

もっとも、搭乗者と自動車の所有者が一致しないこともあるので、必ずしも所有者あるいは搭乗者の行動や人格の内面を把握しうるとは限らない。しかしながら、そのような例外を除いて、多くは搭乗者と所有者は一致し、搭乗者のナンバープレートおよび自動車所有者の移動情報は、「外延情報」に留まらずに「固有情報」に準ずる性質を有するとみなすことができるのではないだろうか。したがって、移動情報の収集によって、「私生活上の自由」の領域が公権力の監視に曝されることが容易に想像されるのであるから、前述の芦部教授による「全ての情報にセンシティブ性が認められる」との指摘、および棟居教授による「[外延情報がデータベースか] 他の情報との組み合わせによって、「固有情報」が推知される」という指摘に照らすと、「警察等の公権力に対して秘匿されるべき情報とはいえない」とのⅠ事案東京地判・東京高判およびⅡ事案東京高判の説示は、かかる情報を低く見積もり、適切とはいえないであろう。

それゆえ両事案とも、収集の主体が膨大な情報量をもつ警察であることから、収集の対象となるナンバープレートおよび移動の情報は、「固有情報」に準ずる性質を有するといえる。

しかしながら、かかる情報は、芦部教授が指摘するところの、一見してだれが考へてもセンシティブなプライバシー情報とまでは言えず、「一般にプライバシーに属すると思われる情報」に該当すると考えられる。したがって、「やむにやまれぬ利益」の基準ではなく、目的と手段との実質的関連性を審査する「厳格な合理性」の基準、すなわち「LRAの基準」をもって判断することが妥当と考えられる。「厳格な合理性」の基準を踏まえるならば、Nシステムの設置目的の重要性とその達成手段との実質的関連性、そして達成手段による権利侵害が必要最小限度であるか否かが争点となる。

まず、情報取得の目的の重要性に関して、Ⅰ事案東京地判は、「走行車両のナ

ンバーデータを記録、保存する目的は、自動車使用犯罪発生時において、現場から逃走する被疑者車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること並びに重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ること」をあげて、取得、保管および利用の目的について正当性を認めている。また、Ⅱ事案も同様の趣旨を論じている。思うに、ⅠおよびⅡ事案は、公権力が情報を収集するという点では京都府学連デモ事件と同種の事例とみることもでき、プライバシーの利益を優越する重要な政府利益達成を目的とする場合のみ認められるべきであろう。しかしながら、Nシステムは、重要事件と無関係に搭乗者の承諾なく無差別に常時情報を収集しているのであるから「自己情報コントロール権」の侵害の可能性は高い。それゆえ、システムの目的の重要性については、右崎正博教授が指摘するところの「高い公共性と公益性から個人のプライバシーを犠牲にしてもなおやむを得ない理由があり、かつ法益の均衡が保たれる場合など、強い正当化理由が必要である」と思われる³¹⁾。したがって、Nシステムの運用目的の重要性は、かかる強い正当化理由を満たし、極めて限定された目的に基づく場合には認められよう。

次の争点は、情報取得方法、保管方法および利用方法といった目的達成手段の正当性についてである。情報取得方法、保管方法および利用方法の正当性に関して、ⅠおよびⅡ事案の裁判例は、第一に、保有されるデータは一定期間を経て削除されること、第二に、犯人の検挙等の正当な目的を逸脱して国民の私生活上の行動に対する監視を行う態様でNシステムが緊密に設置されている事実は認められないこと、第三に、正当な目的を逸脱して国民の私生活上の行動を把握するために用いられている事実は認められないことといった三点を挙げて情報取得等の方法の正当性を認めている。

しかしながら、「自己情報コントロール権」に積極的な判例および学説を踏

31) 右崎 前掲註26 284頁。なお、右崎教授は、住基ネットの合憲性を検討する脈絡で「強い正当化理由」の必要性を論じている。思うに、Nシステムも「住基ネット」と同じくデータ主体である本人の同意権も選択権も認めずに「自己情報コントロール権」を制約し、一元的に情報を管理する点で、両者は本質的には異なるところがないのであるから、Nシステムにも、かかる「強い正当化理由」が必要であろう。

まえるならば、Nシステムの目的達成手段に関する合憲性の結論は、IおよびⅡ事案の裁判例と異なる結果となるであろう。先述の「自己情報コントロール権」を前提とするならば、「コントロール」とは、①情報の収集取得、②保有および③利用・伝播の各段階において「アクセスし、点検し、不当・不正確な情報の訂正ないし削除を要求し、利用関係を知りかつ統制できること」と考えられる³²⁾。にもかかわらず、Nシステムは、犯罪および事件と何ら関わり合いのない搭乗者あるいは自動車所有者から、秘密裏に設置されたNシステムの端末によって本人の承諾なく移動情報を収集し、そのうえ本人が収集された自己情報にアクセスし、それを統制する手続を法的に保障していないこと、および、収集された情報を「照合装置」にかけるために保有・利用し、本人がかかわることなく情報を一定期間の後に消去するなど、Nシステム内部における情報の取扱いプロセスで、本人が訂正ないし削除を要求する権利を法的に保障していない。このようなNシステムの特徴に鑑みると、先の芦部教授および長谷部教授による「厳格な合理性」の基準をもって審査するならば、同システムは、「自己情報コントロール権」に対してより制限的でない、言い換えるならば権利侵害的でない他の収集・利用方法を選択すべきであろう。

したがって、Nシステムは、高い公共性と公益性という目的がかろうじて認められるとしても、それを達成する手段として必要最小限の侵害にとどまらなければ、目的と手段との間の実質的関連性に疑問が生じ、また、近年の「自己情報コントロール権」を認めた判例の見地から、違憲性を免れないと思われる。

なお、Nシステム事案と関連性のある京都府学連デモ事件最高裁判決、自動車速度監視装置RVS事件最高裁判決、および「オービスⅢ」に関する裁判例では、カメラによる写真撮影の正当性と、撮影による「肖像権」侵害の検討を行い、写真撮影が現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様から緊急に証拠保全する限度を超えない相当な方法である限り、「肖像権」を侵害しないことが認められるとしており、現行犯について「厳格な合理性」の基準

32) 清宮他編 前掲註22 251—252頁。

をもって撮影の目的および手段の正当性が検討されている。しかしながら、IおよびII事案の裁判例は、Nシステムの目的について「緩やかな合理性」の基準をもって「正当性」を述べており³³⁾、また目的達成手段についてもメカニズムなど各部の装置に関する事実上の問題に言及することにとどまっており、憲法的次元のアプローチをもってNシステムの目的の重要性、目的と手段の実質的関連性および手段の正当性について踏み込まず、「自己情報コントロール権」の侵害について十分に論じているとは思われない。

固有情報に準ずる情報を無差別に収集、保管および利用するNシステムの目的達成手段の実態に鑑みると、たとえば、長谷部教授が指摘するように、「個人の私的情報の保護が個人の自律のために不可欠であることを考慮すると、保護の対象となることが合理的に期待しうる情報を政府が、本人の同意なく収集・利用・伝達する措置は、厳格な違憲審査に服することになり、措置が正当化されるのは、それが必要不可欠な利益を達成するための必要最小限度の

33) I事案およびII事案の裁判例で述べられている合理性の判断は、実質的には、外国人の指紋押捺制度の合憲性が争われた事案において用いられた「合憲性判断基準」、すなわち「緩やかな合理性」の基準が用いられたと思われる。この「合憲性判断基準」とは、制度目的の正当性、制度の必要性、規制の相当性等の審査とされる、指紋押捺制度の合憲性の判断にあたっては、ほとんどの裁判例がこの基準を用いて、諸般の事情を考慮しつつ制度の合憲性を肯定している（池田耕平 法曹時報49巻11号378頁）。最高裁（最三小判平7・12・15）もまた当該基準を踏まえて指紋押捺制度の合憲性を認めているが、学説上異論があり「厳格な審査基準」によるべきとする考えがほとんどである（たとえば、根森健「指紋押捺制度の合憲性」別冊ジュリスト憲法判例百選I〔第四版〕10頁）。「住基ネット」訴訟の福岡地判平17・10・14では、最三小判平7・12・15の「合憲性判断基準」すなわち「緩やかな合理性」の基準が、「住基ネット」の目的の正当性を論ずるにあたって用いられ、また、I事案およびII事案の裁判例においてもかかる基準が用いられており、結果的に公権力による個人の情報を収集・管理・使用を広く認める結論を導いている。「合憲性判断基準」を用いた最三小判〔平7・12・15〕の射程が、指紋押捺制度の合憲性の事例以外に及ぶか否かの検討も必要であるが、かかる「合憲性判断基準」は、近年のプライバシー権の概念および実質的に「自己情報コントロール権」を認めた判例に照らして、プライバシー侵害の違憲審査基準としての妥当性を検討すべきなのではないだろうか。

手段であることを政府が立証した場合に限定されるべき」³⁴⁾であったろう。ⅠおよびⅡ事例においては、先例である警察による「肖像権」侵害の事例と同様に、「厳格な合理性」の基準をもって収集目的の重要性と、その目的達成手段の実質的関連性の二点について政府が立証し、それらの点が厳密に精査され、Nシステムの「自己情報コントロール権」の侵害の有無、ひいては同システムの憲法上の適不適を明確に判断されるべきであったと思われる。

4 おわりに

近年、国土交通省は、自動車のナンバープレートに、ナンバーおよび長さ、高さ、重さ等の車両の諸元情報をICチップに記憶させて埋め込んだ「スマートプレート（SP）」の導入を決定した³⁵⁾。「スマートプレート」は、道路周辺に設置した受信機を通じてICチップ情報を送信するもので、渋滞緩和や排ガス規制の自動的取締りを予定している³⁶⁾。危惧されるのは、利便性を余所に、Nシステムと同様に自動車を用いた移動に関する情報を公権力が収集し、より一層強化された監視システムに繋がるおそれがないとは言えないことである。仮に、Nシステムや「スマートプレート」など様々な装置が互いに補完しあって作動し、個人情報を収集、保存するような事態になれば、「運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報」が形成され、「自己情報コントロール権」を侵害する危険性はさらに高まると考えられる。

34) 長谷部 前掲註30 161頁。

35) 朝日新聞2004年2月18日付（千葉）、讀賣新聞2005年2月8日付。なお、国土交通省のホームページ内に、「スマートプレート」に関する説明がある。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/shou/10kousou/04.html>を参照。

2004年2月17日には、成田空港の地下駐車場の出入口にアンテナと監視用のカメラを設置し、実証実験が行われており、スマートプレートをもつ車が出入口を通過すると、パソコンの画面に車両番号、大型・小型などの種類、車両重量、長さ、幅などが入力され、時速180キロの速度で通過してもデータを認識できるとされる。朝日新聞2004年2月18日付（千葉）。

36) 讀賣新聞2005年2月8日付。

I 事案の東京地裁は、「仮に、Nシステムの端末が道路上の至る所に張りめぐらされ、そこから得られる大量の情報が集積、保存されるような事態が生じれば、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報となり、…国民の行動に対する監視の問題すら生じ得るという点で、Nシステムによって得られる情報が、目的や方法の如何を一切問わず収集の許される情報とはいえないことも明らかである」と説示している。この説示は、Nシステムがもつ危険性がきちんと抑えられたことは評価でき³⁷⁾、極めて意義深い。とりわけ、市民が自己情報・プライバシーの保護にナーヴァスであることを尻目に、“安心”や“安全”的提供のみならず、“交通情報の提供”等といった行政サービスを謳い文句として、Nシステムのほかに道路の監視機器の増加および監視の常態化が進行する現在、換言するならば、今日の社会が、一元的に管理された情報を媒介としたパノプティコン（panopticon）へと変貌し、「監視社会」化しつつある現状においては、かかる説示は単なる傍論にとどまらない非常に重みのある説示といえる。

今日の防犯カメラの増加による「監視社会」化に対処し、プライバシー権の侵害を必要最小限にとどめる試みとして、杉並区においては「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」が制定され、これをはじめとして、幾つかの自治体においても、適正な防犯カメラ運用のための条例制定または設置要綱の作成が行われているが³⁸⁾、防犯カメラの存在が当たり前になりつつある今日では、プライバシー・個人情報の保護、個人情報保護条例と防犯カメラとを調和させるため何らかの規則が必須となる。このことは、Nシステムも当てはまるであろ

37) 櫻井 前掲註13 221頁。

38) 杉並区（公布；2004年3月19日杉並区条例第17号施行；2004年7月1日）と同様に、防犯カメラの設置基準を定めた条例を制定した自治体は、立川市（公布；平成16年12月22日条例第40号、施行；平成17年3月1日）と市川市（公布；平成17年3月30日条例第7号、施行；平成17年7月1日）が挙げられる（2005年10月5日現在）。これらの条例は、道路、公園、広場など公共の場所に防犯カメラを設置する際に届け出義務を課し、また画像の保管期間を原則7日と規定している。なお、自治体によっては、いわゆる生活安心条例に基づき、防犯カメラの設置を検討している（たとえば、朝日新聞2005年1月20日付（神奈川）および朝日新聞2005年9月16日付（新潟）などを参照）。

う。というのも、Nシステムについては、プライバシー侵害を最小限にとどめるための運用に関する根拠法令が曖昧なままにされており³⁹⁾、個人情報保護制度との関係で、Nシステムの運用に際してどれほどの整合性が保てるか疑問があるためである⁴⁰⁾。近年では、Nシステムが特定の人物を監視するといった目的外のために利用された事実があきらかとなっており⁴¹⁾、また、Nシステムの設置箇所が増加しているにも関わらず、検挙率との「相関関係」が説明できないゆえに、Nシステムの目的の正当性に疑問が投げかけられており⁴²⁾、これらの点に留意すべきであろう。

したがって、I事案の東京地裁判決が示したNシステムに対する危機感を踏まえるならば、Nシステムがもたらす「効率性」を名目とした設置箇所の増加

39) 平成15年5月15日第156回参議院の個人情報の保護に関する特別委員会において、宮本岳志議員によるNシステムの概要、設置目的、設置の根拠法の質問に対して、政府参考人である栗本英雄氏は、「公道上を通行する車両につきまして、道路運送車両法において『見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。』と規定されておりますナンバープレートを自動車の走行を妨げることなく読み取るものでございまして、警察法二条による犯罪の捜査を責務とする警察が捜査活動を遂行する上で活用をしているものでございます」と述べている。

40) 2005年4月1日より施行された行政機関個人情報保護法は、国家公安委員会と警察庁といった国の行政機関のみを対象としており、都道府県警についてはなんら規定がないが、47都道府県の全てが個人情報保護条例を改正し、警察および公安委員会を規定しているものの、改正の動向をみると、警察活動の特殊性を理由に、個人情報の収集に関する義務を除外する動きがある（奥津茂樹「警察の個人情報保護」ガバナンス2004.10 80頁）。

41) 前掲註9 新潟日報1999年9月7日付。

42) 警察庁ホームページ内の「政策評価」における「平成16年警察改革の推進に関する総合評価経過報告書」の「行政課題 警察改革の推進」をみると、Nシステムによる盗難車両の補足および検挙について、平成11年は1458件であったのが平成15年には1126件へと減少している点に触れて依然として事件の解決に役立っている旨が記載されている。他方では、本来の盗難車の検挙数とNシステムの設置数との相関関係が認められず、また従来の目的である犯罪捜査および検挙から「監視」目的へとシフトしたとの指摘がある（たとえば、浜島望「Nシステム——過渡期の怪物を撃て」技術と人間2002.7 96頁、浜島・村木 前掲註13 68頁以下）。

および増強により、個人のプライバシーを犠牲にすることが正当であるか疑わしい。今後、Nシステムは、より侵害的ではない手段として憲法適合的なシステムとなるまで停止させるか、あるいは同システムを廃止することまで視野にいれた議論をおこなう必要があるのではないだろうか。